

資料1

# 佐賀中部広域連合 介護保険運営協議会

## 議事案件

令和7年3月

## 目 次

	頁
<b>【承認議題】・・・地域包括支援センター設置等に係る事項</b>	
案件1 地域包括支援センター	
(1) 地域包括支援センターの設置法人	1
(2) 地域包括支援センターの運営方針	2
<b>【協議議題】・・・令和7年度の主要事業</b>	
案件2 高齢者に関する調査	
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査)	3
案件3 第9期における地域密着型サービスの設置候補者の選定	5
案件4 指定市町村事務受託法人への認定調査委託について	6
案件5 災害への備えについて	8

## 【承認議題】

### 案件 1 地域包括支援センター

#### (1) 地域包括支援センターの設置法人

##### 1 令和7年度地域包括支援センター業務（包括的支援事業）の委託について

本広域連合では、地域包括支援センターの担当圏域を23か所に区分し、構成市町や社会福祉法人等にそれぞれの圏域における業務を委託して、地域包括支援センターを設置している。

令和7年度についても、引き続き現行のセンター運営受託法人に業務を委託し、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

	センター名	センター設置法人
1	佐賀市地域包括支援センター	佐賀市
2	佐賀市城南地域包括支援センター	社会福祉法人 つぼみ会
3	佐賀市昭栄地域包括支援センター	社会福祉法人 扇寿会
4	佐賀市城東地域包括支援センター	医療法人 春陽会
5	佐賀市城西地域包括支援センター	独立行政法人 地域医療機能推進機構
6	佐賀市城北地域包括支援センター	社会福祉法人 晴寿会
7	佐賀市金泉地域包括支援センター	社会福祉法人 凌友会
8	佐賀市鍋島地域包括支援センター	医療法人 清友会
9	佐賀市諸富・蓮池地域包括支援センター	社会福祉法人 福壽会
10	佐賀市大和地域包括支援センター	一般社団法人 佐賀大和地域支援事業連合会
11	佐賀市富土地域包括支援センター	社会福祉法人 健寿会
12	佐賀市三瀬地域包括支援センター	社会福祉法人 敬愛会
13	佐賀市川副地域包括支援センター	社会福祉法人 こもれび会
14	佐賀市東与賀地域包括支援センター	大和リビングケア株式会社
15	佐賀市久保田地域包括支援センター	社会福祉法人 平成会
16	多久市地域包括支援センター	多久市
17	小城市地域包括支援センター	小城市
18	小城市北部地域包括支援センター	社会福祉法人 清水福祉会
19	小城市南部地域包括支援センター	社会福祉法人 小城市社会福祉協議会
20	神崎市地域包括支援センター	神崎市
21	神崎市北部地域包括支援センター	社会福祉法人 守屋福祉会
22	神崎市南部地域包括支援センター	社会福祉法人 真栄会
23	吉野ヶ里町地域包括支援センター	吉野ヶ里町

## (2) 地域包括支援センターの運営方針

### 1 概要

介護保険法第115条の47第1項の規定に基づき、地域包括支援センター業務（包括的支援事業）を委託する際に示す『地域包括支援センターにおける包括的支援事業』運営方針を定めている。

今回、同運営方針を示す際に勘案すべき内容が規定されている介護保険法施行規則の一部改正がなされたため、それに伴い同運営方針を一部改正する。

### 2 令和7年度の主な改正概要

項目	主な改正内容
II 運営上の基本的な方針 4 第1号介護予防支援事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・提供サービスを「第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業その他の適切な事業」に修正</li><li>・連携機関に指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者を追加</li><li>・利用者の人権の擁護、虐待の防止等の措置を追加</li><li>・厚生労働省通知及びガイドライン、広域連合が示すマニュアル、その他必要な情報の活用を追加</li></ul>
6 地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・広域連合が示すマニュアルの活用を追加</li></ul>
7 広域連合及び市町との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害や感染症の発生時には、各センターのBCP（業務継続計画）に基づき広域連合、市町及び関係機関と連携して迅速に対応する旨を追加</li></ul>
IV 事業の実施方針 1 総合相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・本事業の実施を通じて介護を行う家族等に対する支援について追加</li><li>・総合相談支援事業を一部委託する場合の方針について追加</li></ul>
3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・在宅医療・介護連携事業との連携を追加</li><li>・指定介護予防支援を行う指定居宅介護支援事業者への助言を追加</li><li>・サービス計画の検証を追加</li></ul>

## 【協議議題】

### 案件 2 高齢者に関する調査

#### (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査)

#### 1 目的

第10期介護保険事業計画の策定に向けて、高齢者の状況、要望等について調査する。

国が示した主に一般高齢者を対象とする「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と在宅の要支援・要介護者を対象とする「在宅介護実態調査」を実施する。

#### 2 調査の概要

	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	一般高齢者、要支援者	在宅の要支援・要介護者 ※施設等入所者は含まれない。
調査数	15,000人 ※日常生活圏域ごとに概ね400人の 回答を得るための調査数	1,000人 ※国が示す600人の回答を得るための 調査数
調査項目	①国が示す約60項目 ②独自質問（構成市町と協議）	①国が示す約20項目 ②独自質問（構成市町と協議）
調査方法	郵送	更新申請の認定調査時に委託のケアマネ ジャー（居宅介護支援事業所）による聞 取り
調査時期	令和7年11月ごろ	令和7年10月ごろ
調査結果の 集約	地域包括ケア「見える化」システム （介護保険情報の全国データベース） への登録	国が示すソフトで集約し、認定ソフト （認定調査74項目）と接続

#### 3 調査結果の活用

##### (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

高齢者の生活実態や地域とのかかわりなどを把握することにより、介護予防や活動的で充実した生活を送ることができる地域社会を構築するための施策を検討する。

##### (2) 在宅介護実態調査

在宅の要介護者やその家族等（介護者）の生活実態や就労状況などを把握することにより、在宅生活の継続やその家族等の就労継続を実現していくための施策を検討する。

#### 4 調査項目の詳細

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

前回の第9期介護保険事業計画の策定に向けた調査票・・・別紙参照

※主に問9以降が独自質問

(2) 在宅介護実態調査

前回の第9期介護保険事業計画の策定に向けた調査票・・・別紙参照

※C票が独自質問

## 案件3 第9期における地域密着型サービスの設置候補者の選定

### 1 介護サービスの基盤整備の考え方

介護老人福祉施設の入所待機者対策や介護者である家族等の介護離職対策については、介護保険事業計画で「介護サービスの基盤整備方針」を定めている。

第9期の事業計画においても、本広域連合では、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」といった居住系サービスの整備を進めるとともに、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「小規模多機能型居宅介護」といった在宅生活を支えるサービスの地理的配置バランスを勘案した整備を進めることとした。

### 2 令和6年度における地域密着型サービスの設置候補者の選定について

#### (1) 居住系サービス（総量規制あり）

- ・ グループホーム、特定施設入居者生活介護 第9期分を選定済み
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護  
応募がなかったため、令和7年度も選定を行う。（29床）

#### (2) 在宅生活を支えるサービス（総量規制なし）

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 第9期の整備見込み数を選定済み
- ・ （看護）小規模多機能型居宅介護は応募がなかったため、令和7年度も見込み数を目標に選定を行う。

ただし、総量規制がないため、整備見込み数に達していても、適当な候補者があれば選定する。

	地域密着型サービスの種類	第9期 整備見込数	R6年度選定結果		生活圏域
			応募数	選定数	
①	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	1	1	1	全域
②	小規模多機能型居宅介護	4	0	0	全域
③	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	2	0	0	全域
④	認知症対応型通所介護（共 用型除く）	定めなし	0	0	全域

### 3 令和7年度の設置候補者選定スケジュール

#### (1) 選定方法

第9期においても公平・公正を期するため、広く募集を行うことを原則として、地域密着型サービス運営委員会の意見を踏まえた上で選定する。

#### (2) 設置候補者選定のスケジュール案

令和7年4月下旬～6月中旬 募集に関する公表、募集期間

6月下旬 書類審査等

7月上旬 地域密着型サービス等運営委員会 → 設置候補者決定

## 案件 4 指定市町村事務受託法人への認定調査委託について

### 1 広域連合の認定調査の現状

#### (1) 調査の実績

認定申請 の区分	調査方法に関する制度の内容	令和5年度の調査実績	
		直接調査	委託調査
新規申請	○直接調査のみ (指定市町村事務受託法人への委託を含む。これは直接調査の位置づけ)	6,144 件	—
更新申請	○直接調査に加え、次への委託も可能 居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び介護保険施設	3,699 件	1,631 件
変更申請	○更新申請と同じ	1,623 件	—

#### (2) 直接調査の体制

指定市町村事務受託法人への委託はしておらず、広域連合の会計年度任用職員による。

- ・常勤調査員 12 人
- ・在宅調査員 23 人 計35人

### 2 指定市町村事務受託法人への認定調査委託

#### (1) 事業の目的

高齢者人口の増加に伴い、要介護（要支援）認定に必要な認定調査件数の増加が見込まれ、迅速かつ安定した認定調査の実施のため、広域連合職員が行っている認定調査の一部を指定市町村事務受託法人に委託する。

※指定市町村事務受託法人（法第24条の2）

都道府県の指定を受け、保険者からの委託により認定調査等を行うもの。認定調査においては、新規、更新、変更の全ての申請に係る認定調査を受託できる。

#### (2) 事業内容

令和7年度から認定調査の一部を指定市町村事務受託法人に委託する。

- ・認定調査予定件数 約16,300件
- ・委託期間・委託件数 令和8年1月～3月の各月300件（計900件）

※令和8年度は通年での本格実施で、年間9,500件程度を委託予定。

#### (3) 事業効果

- ア 認定調査件数の変動に柔軟に対応できる。
- イ 複数の保険者の認定調査を受託している法人が多く、他保険者や法人の調査に関するスキルや情報などを得ることができる。

### 3 他保険者の状況

#### (1) 九州管内

保険者	事務受託法人委託	
	有	無
福岡市	○	
北九州市	○	
久留米市	○	
長崎市		○
佐世保市	○	
熊本市	○	
大分市		○
宮崎市	○	
鹿児島市	○	
那覇市	○	
自治体数	8	2

#### (2) 佐賀県内

保険者	事務受託法人委託	
	有	無
唐津市		○
伊万里市		○
玄海町		○
有田町	○	
杵藤地区広域 市町村圏組合		○
鳥栖地区広域 市町村圏組合	○	
自治体数	2	4

### 4 今後のスケジュール

令和7年 6月～ 9月 業者選定

10月～12月 委託事務実施のための事務調整

令和8年 1月～ 3月 業務委託開始（保険者調査から委託調査へ試行的実施）

4月～ 年間9,500件程度の委託調査を予定

## 案件5 災害への備えについて

### 1 第9期（令和6年度～8年度）介護保険事業計画

#### (1) 介護事業所への指導等

運営指導等により介護事業所での次の対策等を指導、支援する。

- ア 非常災害対策計画や事業継続計画の策定状況
- イ 避難訓練の実施状況
- ウ 災害時に必要な物資の備蓄状況

#### (2) 佐賀県、構成市町等との連携強化

介護事業所において適切な避難ができるよう佐賀県、構成市町との連携を強化する。

### 2 第9期の取組

#### (1) 佐賀中部広域連合事務局の業務継続計画の策定

介護保険者の固有業務である要介護認定や給付の業務を継続するため、職員の参集や業務の優先順位などを定めた業務継続計画（BCP）を策定。

#### (2) 介護事業所への運営指導等

##### ア 運営指導

令和6年度は、令和7年2月までに118事業所への運営指導を実施した。1(1)に掲げる事項については、運営指導時に計画策定にかかる支援等を行い、適切な災害対策が取られていることを確認した。

##### イ 大雨等の対応

雨季である7月に、県に合わせて「災害発生時における被災・避難状況の連絡」に係る文書を各事業所へ通知し、被害が生じた際は、事業所が所在する市町へ報告するよう依頼した。

### 3 その他の災害対策関係

#### (1) さがゴールドプラン（佐賀県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画）

- ア 高齢者福祉施設等における防災計画・避難確保計画の策定、防災・減災対策のための施設改修・設備整備等を支援
- イ 高齢者施設間での応援職員派遣体制を構築
- ウ 対応力向上のための研修
- エ 市町支援、避難所において要配慮者を支援する「災害派遣福祉チーム」を組織

#### (2) 県、広域連合、市町等の連携

- ア (1)のゴールドプラン策定のための県の委員会に本広域連合職員及び運営協議会委員も所属し、連携している。
- イ 本広域連合の構成市町介護保険担当課長会議